

三保松原「保全再生化」プラン

静岡市観光交流文化局文化財課

三保松原「保全再生化」プランの骨子

【策定の目的】

三保松原は、平成25年6月、世界文化遺産富士山の構成資産に登録された。

本市では、それを機に、三保松原の持つ本質的価値及び普遍的価値を守っていくため、登録以前からあった「三保松原保存管理計画」に加え、平成26年7月に「三保松原保全活用計画」、平成27年3月に「三保松原管理基本計画」を策定し、松原を保全した上で、そこでの開発を制御し、活用していく方針を打ち出してきた。

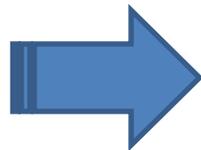
ここでの保全は、現状の中で、松原を維持・改善していくところに視点を置き、問題点を解決して、良好な松原にしていくというものである。

しかし、過去の開発によって失われた構成資産及び緩衝地帯での松林を補うため、松原を再生していく必要がある。

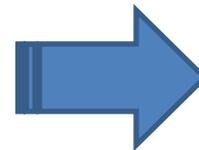
そこで、松原の再生と松原の一部拡大も含め積極的な保全視点で松原再生化プランを新たに策定し、先進的保全への取組みを行うものである。

【目指すべき目標】

プロパティエリア
の保護



プロパティエリ
アや緩衝地帯
の松の再生化



☆ 将来目標

健全な松原の
保全の確立

【保全再生化プランの位置付け】

【三保松原保全活用条例】

平成27年2月制定

- 市の責務
- 松原の保全に関する措置

【三保松原保全活用計画】

平成26年7月策定

- 松原の保全
「計画的な植林」

【三保松原管理基本計画】

平成27年3月策定

- 松原の保全
「適切な密度管理」
「松林の健全な育成」

【三保松原保全再生化プランの策定】

- プロパティエリアの保護
- プロパティエリアや緩衝地帯の
松の再生化
- 健全な松原の保全の確立

三保松原「保全再生化」に向けた現状課題

【これまでの三保松原における保全の取組】

- マツ材線虫病の防除
- 幼マツ植樹
- 神の道の観光バス交通抑制措置
- 「みほナビ」設置
- 羽衣の松樹勢回復対策（固結層の解消、コガネムシ・葉ダニ対策など）

松原管理 の課題

- 約57haのうち約76%の松原が民間所有地
- 民間所有地への植樹の難しさ
- 松原の管理団体として一元的な維持管理が困難

一元的な松原
の維持管理

松原再生 化の課題

- マツ材線虫病による松原の減少
- 松原内の環境悪化等による松原の減少
- 現在、約30,000本まで減少した松原の再生化（⇒松本数を2割増やす。）
- 構成資産（プロパティエリア）の確実な保護

松林の増加

目指すべき 姿

- 全国でも減少傾向にある松原の再生モデルの確立
- プロパティエリア内の良好な樹林環境の確立

健全な松原の
保全の確立

【「保全再生化」プランの取り組みの内容】

①構成資産（松林）と緩衝地帯等への積極的な松の植樹と異種樹木の伐採。

○羽衣公園拡張整備事業（松植栽⇒松原公園化）

○市有林内への幼マツ植樹の継続的实施（毎年約200本を植樹）

○特に来訪者の多い「羽衣の松」周辺部における、プロパティエリアと道路との間（緩衝地帯）を公有地化し、松の植樹を行い松林を増やす。

○ビジターセンターの保全センター機能を活かし、県市連携による研究苗場の設置

②構成資産と緩衝地帯の松所有者の把握と適正管理

○管理基本計画に基づく、民間所有者と一体となった構成資産の適正管理

○松原の土地所有者の把握（所在不明者の追跡調査・所有者調査の継続）

三保松原「保全再生化」に向けた取組み

-  プロパティエリア
(構成遺産)
-  バッファゾーン
(プロパティエリアを囲む緩衝地帯)

◆羽衣公園拡張整備事業（平成30年度を目途に整備）
※公園内には松を中心とした植栽を計画し松原本体への開発影響を緩衝するとともに松の育成を図る。

◆市有林内への幼マツ植樹事業（年間約200本の植樹）

◆プロパティエリアを保護するため道路との間の土地（緩衝地帯）を公有地化
◆ビジターセンター機能を活かした県市連携による松研究苗場の設置